

※「登記されていないことの証明書」について

(注) 成年後見登記制度の概要（戸籍の記載から登記へ）

従来は、禁治産・準禁治産宣告が確定した場合は、その事実が公告され、併せて本人の戸籍にその旨の記載がされていましたが、今回の改正により、公告の制度は廃止され、戸籍への記載に代わる新たな公示制度として成年後見登記制度が創設されました。この制度は、後見・保佐・補助の法定後見制度と任意後見制度の利用者の事項、成年後見人の権限や任意後見契約の内容を登記し、その内容を本人や成年後見人などの限られた方からの請求に基づいて、登記官が発行する「登記事項証明書」によって開示するものです。

◎『成年後見登記制度における「身分証明書」との関係』について

平成 12 年 3 月 31 日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成 12 年 4 月 1 日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成 12 年 3 月 31 日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成 12 年 4 月 1 日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになります。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によってのみ証明されることになります。

*（上記は、東京法務局のホームページより引用）